

近世琉球の肖像画とその背景についての試論

早瀬千明¹⁾

An Essay on the Background with Portrait of Ryukyu Kingdom

Chiaki HAYASE¹⁾

はじめに

平成23年11月に2件の絵画資料が沖縄県指定有形文化財に指定された。指定された資料は「紙本着色 東任鐸（知念里之子親雲上政行）倚像」1幅（附「教訓十箇条」1幅）、「紙本着色 宮平長延坐像」1幅の2件で、石垣市立八重山博物館で大切に保管されている。これらの資料は琉球の絵画史を考える上で貴重な存在であると同時に、近世琉球の社会を考える上でも重用な歴史資料である。この2件の肖像画に見られる共通点は、容貌をとてもリアルに描き、着物や帯の柄、冠の模様などを精緻な筆づかいで描いていることである。まるで証明写真か遺影のように人物は正面を向き、引き締まった表情をしている。同様の特徴をもつ肖像画で、沖縄県内で現存が確認されているものを古い順に並べてみると以下の通りになる。

- ① 程順則肖像画（1663～1734年）
- ② 宮平長延坐像（1745年か？）
- ③ 片目地頭代絜聰肖像画（1759年）
- ④ 東任鐸（知念政行）倚像（1839年）
- ⑤ 宜寿次盛安肖像画（1868年）
- ⑥ 北京駐在琉球都通事鄭和橋肖像画（19世紀）
- ⑦ 魏学源肖像画（19世紀）

まず肖像画は描かれる対象が生存している時期でなければ描けないこと、そして描かれている人物の風貌や冠などから、その人物が何歳くらいの時に描かれたのかを推定することができる。

上記7点の中で制作年代が判明しているのは、③

④⑤のみで、残り4点は画像と関連情報から制作年代を推測できるだけである。

本紙に記された画贊から製作の目的を知ることができるのは、③片目地頭代絜聰肖像画と④東任鐸倚像の2件である。その画贊には人物の略歴と肖像画を描くことになった経緯が詳細に記されている。

本稿では、まず、画贊の内容から肖像画に描かれた人物の人物像を明らかにし、さらに描かれた内容を分析することで、肖像画を通して何を知ることができるのかを考えてみようと思う。

〔画贊の記載のある肖像画〕

1 東任鐸（知念里之子親雲上政行）倚像

この肖像画に描かれた人物は、唐名を東任鐸、和名を知念政行という。曲六のような倚子に正面を向いて腰掛けている。青地の花唐草の地紋をあしらった衣装を身につけ、黄色地の大帯を締め、右手に白扇を開き気味に持っている。頭に被る黄冠は里之子親雲上の身分を表している。穏やかな容貌に白髪、白髪交じりの灰色がかかった髭や眉毛、顔のシミや皺なども細かく描かれている。肖像画の上部には自筆の贊が記されている。（写真1）

贊

「道光十五年乙未吾奉 命為八重山島在番五月航海至石垣泊鞅掌之際生汝姉真鶴十八年戊戌汝姉甫三歳適吾公事既竣歸 朝十九年己亥四月聞汝母生汝名汝為真山戸吾慶而不寢者数日至十一月吾為兄跡目十二月擢御用意方吟味役吾雖本非有貴人之

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa, 900-0006 Japan

相

而深憐汝姉之未能記吾容汝之未及見吾貌汝特
命画師写小照一幅遠寄与汝汝其慎藏莫附風
雨虫旣之毀傷亦當永伝汝子孫也
道光十九年巳亥九月吉旦 東任鐸知念
里之子親雲上政行自筆 時六十一歳」⁽¹⁾

訳

「道光15年（1835）に吾は八重山島在番に任命された。5月海をわたり石垣泊に至り、懸命に職務に励んでいた中で汝の姉真鶴が生まれた。18年（1838）汝の姉が三歳になったばかりのころ、吾はちょうど公務を終えて首里王府に戻った。19年（1839）4月汝の母から汝が生まれ、真山戸と名付けたことを聞いた。吾は慶びて数日寝ることができなかつた。11月になり吾は兄の跡目を継ぎ、12月には御用意方吟味役に抜擢された。吾の本性は高貴な人物相ではないけれども、汝の姉が吾の容姿を覚えておらず、また汝が吾の貌を見ることができないことを深く憐れに思い、特に画師に命じて小照（肖像）一幅を写し、

遠く汝に寄与す。汝は其れを風雨虫鼠の毀傷にあうことがないように慎しみて蔵し、まさに永く汝の子孫に伝えるべきものである。

道光19年9月吉日 東任鐸知念里之子親雲上政行自筆 61歳の時」

東氏は神山政良、漢那憲和などを排出した首里士族のなかでも名門の一族である。東任鐸（知念政行）は道光19年に61歳であることから、生まれは乾隆43年（1778）であったと推定される。没年は不明だが、咸豐11年（1861）に成人して八重山島石垣目差となつた息子の知念仁屋（真山戸）に「教訓十箇条」（写真2）を贈っていることから、1861年にはまだ健在であったことが伺える。齢83歳と当時にてはかなりの長命である。

この自筆の贊の内容は、現代ではとうてい許されないことである。本妻との間の嫡子もいたのであるが、残念ながら東任鐸の家譜は確認できていない。息子の誕生の年に兄の跡目を継いでいることから政行は長男筋ではなく、特に出世コースとはいはず、61歳でまだ里之子親雲上であった。その後、20



写真1 紙本着色 東任鐸（知念政行）倚像（個人蔵）

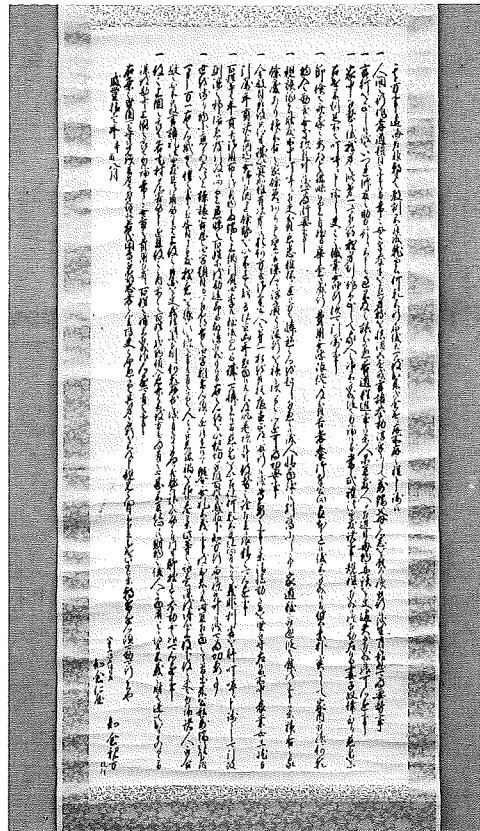


写真2 教訓十箇条（個人蔵）

年余の間で親方まで出世しているところをみると、さすが名門・東氏といえども本家筋でなければ近世末期には高官に就くのは大変だったのであろう。

さて、知念政行は息子の誕生と同時に兄の跡目を継ぐ好機に恵まれたが、遠く海を隔てて石垣島に残された妻子を思い、肖像画を描かせ、自筆の贊を書き加えて贈ることで、政行なりに彼らの現地での暮らしを援護したのである。

「御使者在番記」⁽²⁾の記載によれば、政行は1835年5月18日に着任して、丸3年在番の職務を務め、1838年5月17日に帰国している。

政行が在番を勤めていた頃の八重山は風疹の流行と凶作で苦しんでいた。『球陽』の記述をみると、1835年だけで6件、1836年には2件、1838年には1件の地方役人の褒賞が行われている。当時、王府の財源も苦しく、尚育王の冊封儀礼のための財源が不足していたため、王府にお金を借上することで、百姓が土籍に登ばることができた。八重山の地方役人の褒賞も基本的には私財をなげうって島民を助け、貢賦が滞らぬように善行を尽くしたものに対する褒賞として爵位が与えられたと考えられる。

上記のような地方役人の善行は全て在番を通して王府に報告されることから、八重山における政行の職務に対する眞面目な姿勢や人柄が垣間見えるようと思える。

さらに、政行は1837年に富崎観音堂の本殿を創建し、拝殿の改修工事を行っている。

この富崎観音堂にまつわる伝承には在番の落とし子が絡んでいるところが面白い。ここで富崎観音堂の由来に関する伝承を挿い摘んで紹介しておく。⁽³⁾

伝承なので時代は判明しないが、順天姓の西表首里大屋宇直香という役人が首里王府に使いに出たが、船が難破して福州まで流されてしまった。

夫・直香の戻りが遅いことを心配した妻・真鶴が桃林寺の瀬嵩住持から観音様を頂いて日夜拝んでいたところ、直香も漂着先の福州で知人から観音像2体を頂き、信心することで無事に帰国できた。帰国後、観音堂を造り、航海安全を祈願する場所としたのが富崎観音堂の始まりとされている。このとき観音像を譲った桃林寺の瀬嵩住持と真鶴とは実は異母兄妹であるという。

この伝承には様々な要素が織り込まれている。観

音像に航海安全祈願をする信仰が中国から入ってきたことを伝えることが伝承の格であり、観音像を譲った桃林寺の瀬嵩住持と真鶴は異母兄妹で、真鶴は先の在番の落とし子であるという部分は後付けのように思われる。政行が八重山に遺した娘・真鶴を彷彿とさせるエピソードが含まれているのは、偶然にしてもおもしろい。

2 片目地頭代絜聰肖像画

久米島喜久村家に伝存する肖像画で、その容貌から絜聰は片目地頭代の名で親しまれている。喜久村家には、この肖像画と一緒に沖縄県指定有形文化財（絵画）「絹本着色花鳥図孫億筆」1幅と「福」字扁額、及び紅型幕2張が伝わっている。

人物は東任鐸と同様に倚子に腰掛け、正面を向いている。その容貌は、片目地頭代の名前のとおり左眼は眼病によって視力が失われた様を描きだしている。絜聰の肖像画が描かれたのは、乾隆24年（1759）47歳の時で、年齢にしては頭髪が少ないが、冠は被らず、泥染めのような茶色地の絣衣装に赤地の大帯を締め、右手に扇子を持っている。画贊の記述から家譜編纂のために首里に滞在していた時に、この肖像画が描かれたことがわかる。（写真3）

贊

「予自幼時能遵父祖之教入則尽孝出則尽弟少無怠慢
因此貴賤
愛予猶如親生兄弟年至十七歲初為若文子至二十歲
為島文子
至二十一歲為儀間捷至二十七歲為大捷至二十八歲
為首里大
屋子至三十歲授嘉手莉夫地頭職至三十一歲為地頭
代授宇江
城地頭職各雖歷勤其職諸務無碍各弁公用少無欠歛
於是年至
三十七歲
聖上嘉臣有功不論位階賞賜座敷併為地頭代定役乾
隆二十一年丙
子六月吾在地頭代之時
冊封宝船風因不順在真謝泊候風之時不擬驟遇大風
衝礁打破既當
此時急令百姓恭接 天使兩位及跟從水梢等離船登

岸一命不
損併御 勅書賞物等項無些遺失且 天使在本島之
時一日為
遊觀枉駕敝舍而召吾與男子吾即率兩男叩首拜見隨
即設造
球宴奉進 天使天美贊美而嗜至晚還駕後至三日又
因召我即
到駅樓叩首拜見時自 正使賞賜福字一張扇子兩把
自 副使
賞賜牡丹絵一幅宝藏二個於是奏 上司幸蒙以 天
使所賜之
福字造作扁額奉掛吾家等由因此謹作扁額掛于吾家
永為家寶
況至公事少無遲滯各辦公用所以然者此吾所遵父祖
之教故也
故曰為善者天必報之以福為惡者天必報之以禍矣予
乾隆己卯始
為編家譜之事上國久在首里特亦有志画吾形像且記
父祖々言
以傳後世嗚呼為後子孫者常視斯圖淡然立忠孝之
心肅然興禮
讓之風皆繼吾志謹遵宗祖遺教能報 国恩豈不顯宗
祖功業哉
詩曰

鑒壁匡衡者伝史 子孫常是可心量
潛心攻効才尤秀 立志琢磨學正剛
無功胡能開本業 無功何以顯宗光
汝觀此圖隨斯言 謹守一身得■祥

乾隆二十四年己卯九月吉旦絜聰謹稿時年四十七
歲」⁽⁴⁾

訳

「予は幼き時より能く祖父の教えに遵い、入りて
は則ち孝を尽くし、出でては則ち弟に尽くすこと、
此れ貴賤によりて怠慢少しも無し。予猶親生の如く
兄弟を愛す。17歳の初めに至り若文子と為る。20歳
に至り島文子と為る。21歳に至り儀間掟と為る。27
歳に至り大掟と為る。28歳に至り首里大屋子と為
る。30歳に至り嘉手苅夫地頭職を授かる。31歳に至
り地頭代となり、宇江城地頭職を授かる。各歴勤す
ると雖も、其の職諸務碍げるなし。各公用の弁ずる

も少しも欠缺する無し。是の年37歳に至り、聖上
(国王様)が功有る臣を嘉し、位階を論ぜず、座敷
に賞賜し、併して地頭代定役と為す。

乾隆21年(1756)丙子6月、吾地頭代職に在る時、
冊封使船(宝船)、風不順に因りて真謝泊に在り、候
風の時、擬らずもにわかに大風に遇い、衝礁して大
破しようとする當に此の時、百姓に急令して、天使
両位及び跟伴、水梢等に恭しく接し、船を離れ岸に
登らせんとす。一命も損なわず、併びに御勅書賞物
等の項も些かも遺失するなし。且つ、天使本島に在
る時一日遊観為され、敝舍に枉駕し、因りて吾と男
子を召され、即ち両男を率いて叩首し拜見し、隨い
てすぐに球宴を設造し、天使に進め奉る。天使贊美
し嗜して晩に至り、還駕す。後三日に至り、又我召
されるに因りて、即ち駅楼に到り、叩首して拜見す
る時に正使より福字一張、扇子兩把賞賜せらる。副
使より牡丹絵一幅、宝藏二個賞賜せらる。是に幸い
を蒙り、天使の賜る所の福字を以て扁額を作成し、
我が家に掛け奉る等の由を上司に奏す。此扁額を謹
んで造り、吾家に掛けて、永く家宝と為す。況んや
公事に至りて少しも遅滞無く、各公用に弁ずる所、
以て然るは此吾が父祖の教えに遵う所の故也。故に
善を為す者は、天必ず之に報いるに福を以て為す。
悪を為す者は、天必ず之に報いるに禍を以て為す。
予は乾隆己卯(1759年)始め、家譜の事を編する為
に上國し、久しく首里に在り、特に亦志有りて吾形
像を画く。且つ、祖父の言を記し、以て後世に伝え
ん。嗚呼、後に為り、子孫は常に斯の図を見て、淡
然と忠孝の心を立て、肅然と禮讓の風を興し、皆吾
の志を継ぎ、謹んで宗祖の遺教に遵い、能く国恩に
報いん。豈に宗祖の功業を顯さざらんや。

詩曰(※省略)

乾隆24年己卯9月吉旦 粹聰謹しみて稿す。時に
年47歳」



写真3 片目地頭代絜聰肖像画（個人蔵）

画贊の前半は絜聰の業績と履歴を連ねており、如何に「祖父の教え」に遵って、まじめに公務に励んでいたかを述べている。

以下に絜聰の年譜をまとめておく。

1712年（康熙51）誕生	0歳
1729年（雍正7）若文子	17歳
1732年（雍正10）島文子	20歳
1733年（雍正11）儀間掟	21歳
1740年（乾隆5）首里大屋子	28歳
1742年（乾隆7）嘉手苅夫地頭職	30歳
1743年（乾隆8）宇江城地頭職	31歳
1749年（乾隆14）座敷	37歳
1756年（乾隆21）冊封使節の救護	44歳
※「福」字1張、「牡丹絵」1幅を下賜	
1757年（乾隆22）上布を下賜	45歳
1759年（乾隆24）肖像画をつくる	47歳

乾隆21年には、尚穆王の冊封のために琉球を訪れた冊封正使・全魁と副使・周煌を乗せた御冠船が首

里に向かう途中で台風に遇い、久米島で座礁し、絜聰らの働きによって救助された経緯が詳細に記されている。絜聰は、そのお礼として全魁から「福」の字と扇子2把、周煌より「牡丹絵」1幅と宝蔵2個を頂いた。この画贊に記されている「福」字の扁額と「牡丹絵」は、肖像画と共に喜久村家に伝存している。

さらに冊封使節一行が無事に式典を終えて中国に帰国したことにより、絜賢・絜聰親子は共に掛物と上布を王府から賞賜された。絜賢が掛物1幅、上布1疋、絜聰は掛物1幅、上布2疋を頂いている。⁽⁵⁾ 喜久村家には「乾隆二十二年丁丑拜領之上布公孫氏」と記銘のある紅型の幕が2張現存しており、沖縄県内では記銘の確認できる唯一の紅型資料である。寸法は幅371cm、高190cm（2張ともほぼ同じ）で布幅約47cm、8枚を繋げて1張に仕立てている。上布は絜聰・絜賢を合わせて3疋頂いているので、幕2張なら充分仕立てられたと思われる。⁽⁶⁾

しかし、この幕に使用されている布は、上布にしては布目が粗く、布幅も大きい。植物製の糸ではあるが、苧麻かどうかは詳細な調査を実施しないと断定はできない。下賜された上布は、国内産のものではなく、中国産のものであった可能性も考えられる。

冊封使節の来訪は国家的大事である。その局面において、冊封使の船が難破するという難局に直面し、使節随行員の生命のみならず、勅書や賞物に至っても些かの損失もなく対処できたこと。また、そのことで正使・副使から賞賜を受け、王府からも褒賞を頂いたことは、喜久村家にとって、まさに後世に伝えるべき誇らしい出来事であったに違いない。

その後、乾隆23年（1758）には、久米島に天妃宮が創建され、全魁と周煌の聯が掲げられた。また、周煌はその時のエピソードを『琉球国志略』に綴った。冊封使にとっても琉球旅は死ぬような思いで成し遂げる任務である。朱雀年筆「奉使琉球図巻」はその時の様子を描いたものといわれている。

さて、『公孫姓家譜』⁽⁷⁾の記録によれば、乾隆10年（1745）に初めて真綿の上納が認められたとある。さらに翌乾隆11年（1746）には貢物が増えて仕事の負担が多くなったことを理由に、染物役を6人に増

員したいと王府に願いでて認められている。繋聰が久米島紬らしい絹の着物を着て描かれているのは、このことも後世に知らしめるためであったのか。土地が狭く、王府から海を隔てている久米島は、黍や粟に変わる納税品を必要としていた。そこで始まったのが真綿の上納だったのである。まるで久米島紬の広報担当のようである。

〔画贊のない肖像画〕

画贊による直接的な理由書きはないが、記念碑や家譜などの記録から、この人物の情報を知ることができる資料として、次の肖像画を紹介する。

3 宮平長延坐像



写真4 紙本着色 宮平長延坐像（個人蔵）

この肖像画は宮平長延の71歳の時の姿といわれている。黄冠を被り、薄く地紋の入った緑地の着物を着て、赤地の大帯を締め、右手に扇子を持っている。白髪に色黒で眼光鋭い人物相である。他の肖像画と違い、曲六に腰掛けるのではなく、縢に胡座をかけて座している。（写真4）

画贊はないが、長延の業績は、1952年に山陽姓子

孫によって建立された「宮平長延翁頌徳碑」⁽⁸⁾や『山陽姓家譜』に詳細に記録されている。⁽⁹⁾

長延は1674年に生まれ、1749年に永眠した。享年76歳。八重山島の蔡温と称された林政土木治水事業に貢献した人物である。喜舎場永珣著『新訂増補八重山歴史』⁽¹⁰⁾に詳しい長延の経歴が紹介されているので、以下に要約してみる。

- | | |
|-------|---|
| 1703年 | 黒島目差 |
| 1711年 | 脇筆者 |
| 1713年 | 仮脇目差、花城与人・筑登之座敷 |
| 1726年 | 黒島首里大屋子・黄冠 53歳 |
| 1732年 | 大浜頭職 59歳 |
| 1738年 | 上国して蔡温より林政学と治水土木法を学ぶ。 |
| 1742年 | 祖父・長重の開通した川良山道の改修工事を行った。 |
| 1745年 | 杣山仕立、山野の測量図を王府に提出した功績により、尚敬王より表彰状並びに掛物1幅、白花紗綾5端を頂く。 |
| 1746年 | 大山在番による杣山松焼失事件が発生。
※ その罪を問われて投獄された。 |
| 1749年 | 獄中で死去。 76歳 |

長延は、1746年に起きた杣山松焼失事件に連座して投獄され、獄中死したことになっている。喜舎場氏によれば、その罪状は政敵の妬みによる讒言であったという。また、頌徳碑も同様に無実の罪で投獄されたと記している。

その事件について「八重山島年来記」⁽¹¹⁾には以下のように記されている。

同（乾隆）十一丙寅

- 一 代在番大山親雲上高宮城里之子親雲上山里筑登之親雲上春下り
- 一 杣山仕立松之儀在番大山親雲上見分を以致焼失候也
- 一 杣山之儀仕立方相仕廻候段首尾申上其褒美被仰付候ニ付杣山筆者作当之儀一村ニ杣山筆者壱人作当壱人ツツ相立余ハ引捨候而則死去
- 附 杣山筆者作当之儀一統退役仕候而見合右通召立候事
- 一 杣山筆者作当之儀一村ニ壱人ツツ相立候処其

時上國之頭宮良親雲上歸帆何故無引合役者引捨置候哉付届方在島之御人数ニ而御届可申上旨帳合付届難致ニ付如本相立申候

同（乾隆）十二 丁卯

一 在番大山親雲上死去ニ付飛舟桃里与人楷立より上國

一 代在番牧志親雲上筆者蓮天里之子親雲上四月ニ御下り牧志親雲上冬ニ死去蓮天里之子親雲上次午夏御帰国

一 榊山仕立松焼失ニ付惣主取頭大浜親雲上名藏与人若文子黒島仁屋同登野城仁屋新城与人榎山筆者石垣仁屋波照間仁屋石垣仁屋諸村罷通焼跡見届取ヘ御國元江披露申上候事

同（乾隆）十三 戊辰

一 焼失松之儀ニ付糺明被仰下候相糺候処榎山仕立松焼失之時在番始附之役々又ハ燒失跡見届披露申上候惣主取并役々且諸村役人榎山筆者作當百姓等山当太分退役又ハ流刑被仰付候事

附 名藏先年名藏川原捌在番頭榎山主取退役被仰付候

一 榎山仕立松焼失懸合之波照間首里大屋子黒島首里大屋子久米島江流刑

一 頭大浜親雲上同人子古見首里大屋子目差燒失松懸合ニ付藏込候余之懸合人数所々ニ格護勤番

この事件は、乾隆11年（1746）に赴任してきた在番大山親雲上が指示して榎山の松を焼き払わせたというものである。この時、長延は惣主取頭大浜親雲上と記されている。

「八重山島由来記」の記述でみると、長延親子が榎山松焼失事件に関わっていたかどうかは不明である。翌乾隆12年（1747）に大山在番が亡くなり、新たに派遣された在番牧志親雲上によって、改めて榎山松焼失事件の顛末が調査されることになった。その時に長延は惣主取頭として調査をとりまとめて王府へ報告している。王府直轄の榎山の松を勝手に焼き払ったことへの処分として、この事件に関わった人物は皆流刑、或いは引退に追い込まれ、長延親子は投獄されることになった。

その後、無罪放免となったかどうかについての記録は「八重山島由来記」にはない。

長延の肖像画は、その事件が起こる前年の1745年

に首里で描かれたと考えられている。肖像画に竹紙が使用されていることや、絵師の技量から考えても、八重山で描かれたものではなく、首里の絵師によって描かれたものであると思われる。

長延に下賜された白花紗綾は白地に部分的に花の模様を綾織で表現した絹の反物のことであり、長延が身に付けていた緑地の着物は、その反物を染めて仕立てたものかもしれない。掛物は書跡と思われるが、伝世されていないので不明である。黄冠に赤地龍大帶を締めた姿はいかにも王府からの下賜品と自らの位階を強調するように描かれている。

長延の肖像画の眼光鋭い容貌と色黒な面立ちは、その壯絶な人生を子孫だけではなく、私たちにも語り掛けてくる。

終わりに

3点の肖像画について、画贊と描かれた人物に関する資料から何がわかるのかを考えてみた。

それぞれの人物は存在した時代も場所も異なっており、重なる部分は少ない。さらに肖像画を描かせた理由や目的も異なっている。しかし、これらの肖像画には、いくつかの共通点がある。

まず、後世の子孫に偉業を残すために描かせていること。家譜と同じように、その家や子孫が後世に守り伝えていく誇り、もしくは宝として描いている。喜久村家の肖像画はまさしく偉業を成し遂げたことを後世に誇るためであり、知念家のものは離島に遺した家族の保証のためである。残念ながら宮平長延の肖像画には画贊がなく、製作の目的はわからないが、石垣島における地方出身の役人と首里から派遣されたエリート役人との間の確執や対立が激しい中で、王府との結び付きを強調することで政敵を牽制する意識があったのではないかと筆者は推測している。肖像画を遺すことによって、宮平家と王府のつながりを地元に意識づけようとする意図があったのではないだろうか。

さらに、近世琉球期の絵画には記録としての意味合いが強調される。容貌や人物の特徴をリアルに描写し、年齢や位階などを忠実に再現することを意識している。黄冠や衣装の花唐草の地紋や龍文の大帶などの意匠はとても細やかに描かれている。久米島の喜久村家に伝存する帶には、肖像画に描かれた帶

にとてもよく似た意匠の帯が見られる。(写真5・6)

また(写真7)は沖縄県立博物館・美術館所蔵の尚順男爵愛用の「独楽型茶入」の仕覆である。黄地

龍文帯地を再利用したもので、喜久村家伝存の帯によく似た龍文の帯がある。また、知念政行の帯の模様によく似ている。(写真8・9)この仕覆については、『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』第5号に

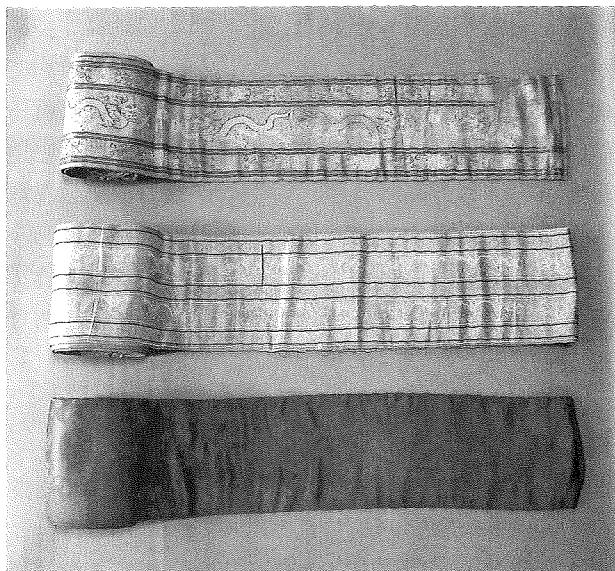


写真5 喜久村家伝存の帯 『甦る琉球王国の輝き』転載



写真6 喜久村家伝存の帯

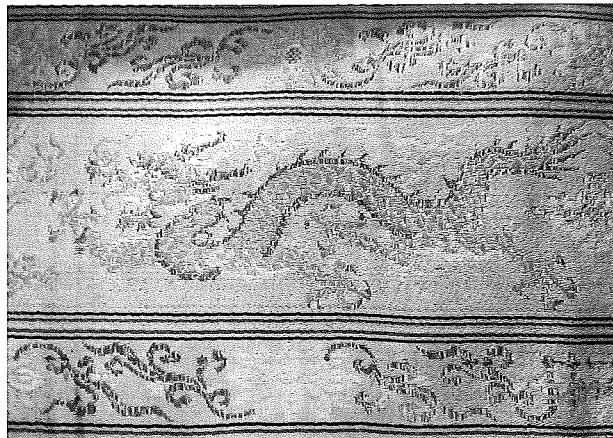


写真8 喜久村家の帯の龍 (部分拡大)

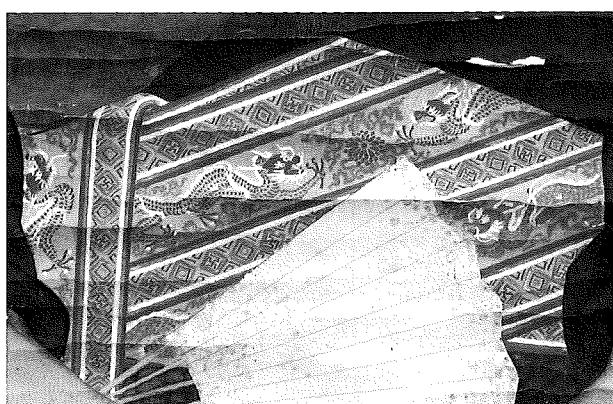


写真9 知念政行の帯 (部分拡大)



写真7 独楽型茶入の仕覆

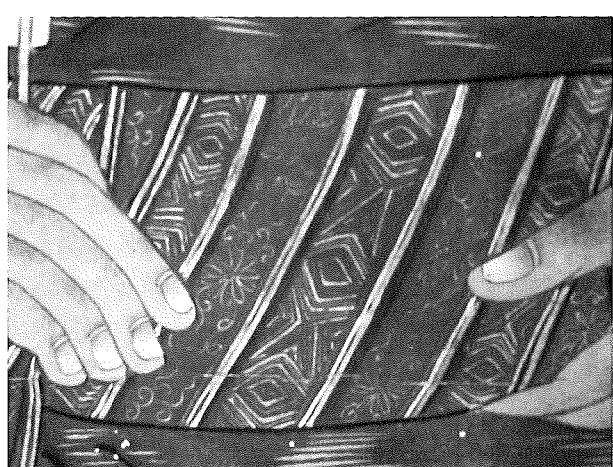


写真10 繁聰の帯 (部分拡大)

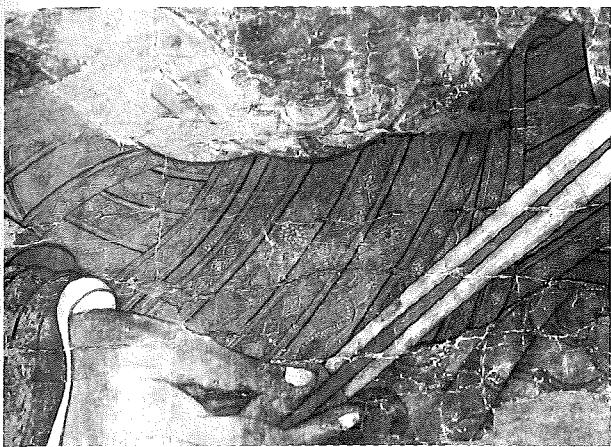


写真11 宮平長延の帯（部分拡大）

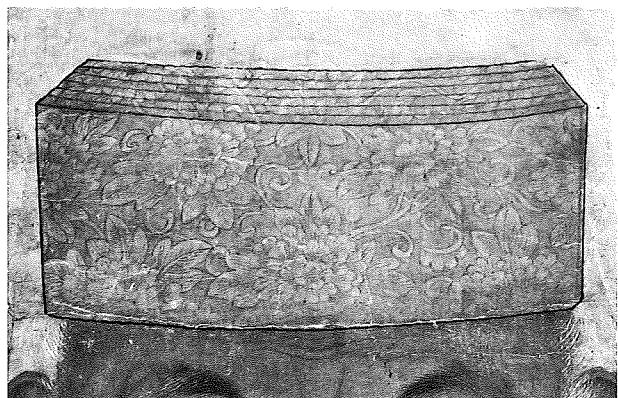


写真13 宮平長延の黄冠（部分拡大）

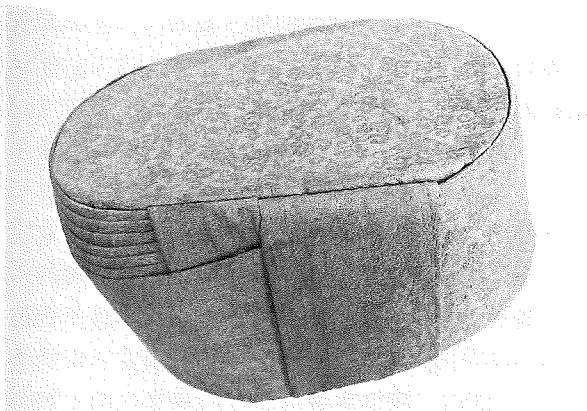


写真12 黄冠（博物館寄託資料）

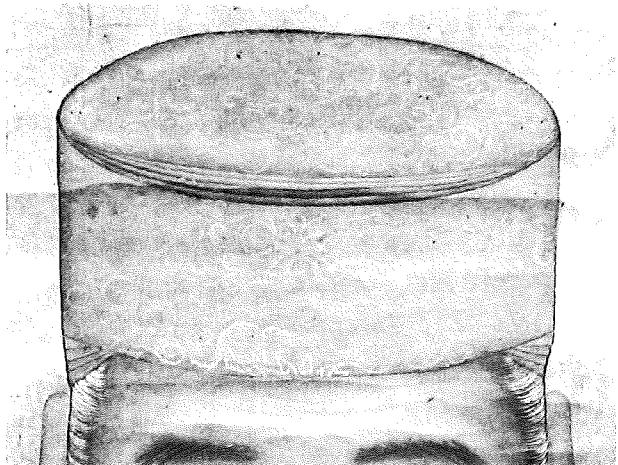


写真14 知念政行の黄冠（部分拡大）

掲載された小林彩子、与那嶺一子著「資料紹介 染織資料VI—繡子地浮織物（繡珍）・綾地浮織物（蜀江文錦）—」の中で詳しく調査されている。

これらの帶地と絵画の帶を比較すると、政行は黃地、絜聰と長延は赤地と帶の色に違いはあるが、いずれも双龍と幾何学文の組み合わせで柄を構成している。また帶の締め方をみると、長延と絜聰の帶は縦に結ばれているが、政行の帶は横で結ばれており、どうも18世紀と19世紀では違いがあるようである。（写真10・11）

さらに、黄冠の意匠も現物を精巧に写していることが、現存する黄冠と見比べてみるとよくわかる。（写真12・13・14）

平成23年11月に上記2件の絵画資料と一緒に沖縄県指定有形文化財に指定された「八重山蔵元絵師画稿」は、戦前に鎌倉芳太郎氏が収集したもので、蔵

元絵師として活躍した喜友名安信、宮良安宣が記録として下書きし、遺したものだと考えられ、琉球王国時代の社会、風俗を知る上で貴重な歴史資料である。「八重山蔵元絵師画稿」は、肖像画とは若干傾向が違うものではあるが、記録としての絵図という点では同じ意味合いをもっている。

それらの絵画資料は芸術的に美しく描くのではなく、記録的なポートレイト、あるいは風景画として写実的に描くことに主眼を置いている。つまり肖像画は描かれた記録なのである。

もちろん描かれたものが全て真実とはいえない。ただ、これらの絵画資料から近世琉球期の服装や風俗習慣、社会制度などを裏付けるヒントが得られるのではないかと筆者は考えているのである。⁽¹²⁾

注

- (1) 佐々木利和編『民族誌資料としての琉球風俗

- 画の基礎的研究』平成7年度～平成9年度科学研究費補助金（基礎研究B）研究成果報告書、1998年
- (2) 「御使者在番記」『沖縄県史料』首里王府仕置
1 P254.
在番首里東氏 知念里之子親雲上政行
筆者首里易氏 照屋筑登之親雲上寛賀
一 道光拾五乙未年五月十八日下着
〔知念〕戊年五月十七日御米漕六反帆船主知
念間切外間村内間筑登之親雲上船より帰国
〔照屋〕右同
- (3) 喜舎場永珣著『新訂増補 八重山歴史』P193-195.
- (4) 渡名喜明「久米島喜久村家所蔵の紅型幕について」『沖縄県立博物館紀要』第6号、1980年
PP1-12.
喜久村家に伝存する資料については、渡名喜氏の論考に詳しく説明がある。このとき周煌から頂いた「牡丹絵」とは沖縄県指定有形文化財（絵画）「絹本着色花鳥図孫億筆」のことである。
- (5) 『仲里村史』第3巻資料編2－近世・近代仲里の文献資料、1994年 PP707-709.
喜久村家に残る「口上覚」は、乾隆23年に起きた冊封船の座礁事件の顛末について、久米島島民側から出された貴重な記録である。
- (6) 反物2反分の長さを1疋と換算する。
- (7) 『仲里村史』第3巻資料編2－近世・近代仲里の文献資料、1994年 PP702-704.
- (8) 喜舎場永珣著「宮平長延翁頌徳碑－八重山林業の恩人をしのびて」『琉球新報』1952年9月6日所載
- (9) 大濱永亘著『オヤケアカハチ・ホンカワラの乱と山陽姓一門の人々』南山舎、2006年
PP423-428.
- (10) 喜舎場永珣著『新訂増補 八重山歴史』PP
237-238.
- (11) 「八重山島年来記」『沖縄県史料』首里王府仕置1 PP302-303.
- (12) 平成23年10月に沖縄県立博物館・美術館で、ハワイ大学所蔵の「毛姓家譜」が展示された。この資料は沖縄からハワイに移民した内間家のルーツを記す資料としてハワイ大学で大切に保管されている。この「毛姓家譜」は元祖新城親方安基から7代目の内間親方安債の次男・安繁で枝わかれした一族の家譜である。この家譜資料だけではわからなかったが、『那覇市史』に掲載された別の「毛姓家譜」の記録に安債が1710年に江戸に派遣された琉球使節に楽童子として参加したことが記録されており、偶然にもハワイ大学宝玲文庫所収の「宝永七年寅十一月十八日琉球中山王両使者登城行列」にその様子が描かれていたことを、崎原恭子氏が発見した。